

表26. 教育訓練の方法(教育訓練を受けた者のみ)(複数回答)

(単位:人、%)

	該当者	派遣会社 でのoff- JTを受け た	派遣会社 でのOJT を受けた	派遣先で 受けた	他の教育 訓練施設 で受けた	その他	不明
総数	1522	510	562	718	205	35	134
	100	33.5	36.9	47.2	13.5	2.3	8.8
<総数>	<1774>	<560>	<650>	<726>	<207>	<64>	<135>
	<100>	<31.6>	<36.6>	<40.9>	<11.7>	<3.6>	<7.6>
女性	803	273	247	370	96	20	72
	100	34.0	30.8	46.1	12.0	2.5	9.0
男性	718	237	315	348	109	15	57
	100	33.0	43.9	48.5	15.2	2.1	7.9
登録型派遣労働者	501	195	141	230	50	11	49
	100	38.9	28.1	45.9	10.0	2.2	9.8
<登録型派遣労働者>	<604>	<186>	<190>	<236>	<64>	<23>	<51>
	<100>	<30.8>	<31.5>	<39.1>	<10.6>	<3.8>	<8.4>
常用労働者	997	308	415	474	152	23	77
	100	30.9	41.6	47.5	15.3	2.3	7.7
<常用労働者>	<1072>	<334>	<419>	<450>	<139>	<38>	<78>
	<100>	<31.2>	<39.1>	<42.0>	<13.0>	<3.5>	<7.3>

表27. 教育訓練の内容(教育訓練を受けた者のみ)(複数回答)

(単位:人、%)

	該当者	パソコン・ ワープロ 操作	ソフトウェ ア開発関 係	一般常 識・教養	語学	マナー	車両運転	接客	営業	介護	物の製造
総数	1522	649	242	447	41	594	44	207	33	27	71
	100	42.6	15.9	29.4	2.7	39.0	2.9	13.6	2.2	1.8	4.7
<総数>	<1774>	<893>	<303>	<544>	<31>	<639>	<11>	<243>	<24>	<8>	—
	<100>	<50.3>	<17.1>	<30.7>	<1.7>	<36.0>	<0.6>	<13.7>	<1.4>	<0.5>	—
女性	803	417	35	222	22	336	5	153	13	23	11
	100	51.9	4.4	27.7	2.7	41.8	0.6	19.1	1.6	2.9	1.4
男性	718	232	207	225	19	257	39	53	20	4	60
	100	32.3	28.8	31.3	2.7	35.8	5.4	7.4	2.8	0.6	8.4
登録型派遣労働者	501	245	12	133	17	221	10	77	11	11	14
	100	48.9	2.4	26.6	3.4	44.1	2.0	15.4	2.2	2.2	2.8
<登録型派遣労働者>	<604>	<324>	<17>	<176>	<9>	<249>	<5>	<102>	<8>	<5>	—
	<100>	<53.6>	<2.8>	<29.1>	<1.5>	<41.2>	<0.8>	<16.9>	<1.3>	<0.8>	—
常用労働者	997	396	228	311	23	366	34	126	22	14	56
	100	39.7	22.9	31.2	2.3	36.7	3.4	12.6	2.2	1.4	5.6
<常用労働者>	<1072>	<507>	<274>	<340>	<21>	<358>	<6>	<125>	<13>	<3>	—
	<100>	<47.3>	<25.6>	<31.7>	<2.0>	<33.4>	<0.6>	<11.7>	<1.2>	<0.3>	—

	医療	その他	不明
総数	23 1.5	279 18.3	87 5.7
<総数>	—	<321>	<28>
	—	<18.1>	<1.6>
女性	19 2.4	123 15.3	40 5.0
男性	4 0.6	156 21.7	43 6.0
登録型派遣労働者	10 2.0	75 15.0	23 4.6
<登録型派遣労働者>	—	<79>	<7>
	—	<13.1>	<1.2>
常用労働者	13 1.3	198 19.9	57 5.7
<常用労働者>	—	<225>	<19>
	—	<21.0>	<1.8>

表28. 新規採用・登録時の教育訓練期間(教育訓練を受けた者のみ)

(単位:人、%)

	該当者	なし	1～2日	3～6日	7～13日	14～31日	32日以上	不明	平均(日)
総数	1522 100	832 54.7	233 15.3	101 6.6	59 3.9	85 5.6	70 4.6	142 9.3	16.3
<総数>	<1774>	<902>	<258>	<109>	<106>	<112>	<107>	<180>	<18.1>
	<100>	<50.8>	<14.5>	<6.1>	<6.0>	<6.3>	<6.0>	<10.3>	
女性	803 100	497 61.9	152 18.9	44 5.5	17 2.1	16 2.0	19 2.4	58 7.2	8.3
男性	718 100	334 46.5	81 11.3	57 7.9	42 5.9	69 9.6	51 7.1	84 11.7	22.9
登録型派遣労働者	501 100	314 62.7	118 23.6	22 4.4	7 1.4	7 1.4	1 0.2	32 6.4	3.2
<登録型派遣労働者>	<604>	<357>	<142>	<23>	<24>	<15>	<3>	<40>	<5.3>
	<100>	<59.1>	<23.5>	<3.8>	<4.0>	<2.5>	<0.5>	<6.6>	
常用労働者	997 100	504 50.6	114 11.4	76 7.6	51 5.1	75 7.5	68 6.8	109 10.9	21.6
<常用労働者>	<1072>	<789>	<65>	<55>	<35>	<40>	<13>	<75>	<13.0>
	<100>	<73.6>	<6.1>	<5.1>	<3.3>	<3.7>	<1.2>	<7.0>	

表29. 派遣直前の教育訓練期間(教育訓練を受けた者のみ)

(単位:人、%)

	該当者	なし	1～2日	3～6日	7～13日	14～31日	32日以上	不明	平均(日)
総数	1522	1005	242	80	29	28	36	102	10.1
	100	66.0	15.9	5.3	1.9	1.8	2.4	6.7	
<総数>	<1774>	<1239>	<191>	<93>	<50>	<54>	<26>	<121>	<11.2>
	<100>	<69.8>	<10.8>	<5.2>	<2.8>	<3.0>	<1.5>	<6.8>	
女性	803	500	163	43	11	9	26	51	11.2
	100	62.3	20.3	5.4	1.4	1.1	3.2	6.4	
男性	718	505	79	37	18	19	10	50	8.4
	100	70.3	11.0	5.2	2.5	2.7	1.4	7.0	
登録型派遣労働者	501	298	126	23	3	7	16	28	9.6
	100	59.5	25.2	4.6	0.6	1.4	3.2	5.6	
<登録型派遣労働者>	<604>	<372>	<118>	<31>	<14>	<14>	<11>	<44>	<8.7>
	<100>	<61.6>	<19.5>	<5.1>	<2.3>	<2.3>	<1.8>	<7.3>	
常用労働者	997	688	113	56	25	21	20	74	10.7
	100	69.0	11.3	5.6	2.5	2.1	2.0	7.4	
<常用労働者>	<1072>	<789>	<65>	<55>	<35>	<40>	<13>	<75>	<13.0>
	<100>	<73.6>	<6.1>	<5.1>	<3.3>	<3.7>	<1.2>	<7.0>	

表30. 派遣後の教育訓練期間(教育訓練を受けた者のみ)

(単位:人、%)

	該当者	なし	1～2日	3～6日	7～13日	14～31日	32日以上	不明	平均(日)
総数	1522	178	89	87	23	123	0	0	9.2
	100	11.7	5.9	5.7	1.5	8.1	0.0	0.0	
<総数>	<1774>	<915>	<262>	<167>	<96>	<104>	<37>	<193>	<10.8>
	<100>	<51.6>	<14.8>	<9.4>	<5.4>	<5.9>	<2.1>	<10.9>	
女性	803	90	40	40	8	69	0	0	7.1
	100	11.2	5.0	5.0	1.0	8.6	0.0	0.0	
男性	718	88	49	47	15	54	0	0	11.6
	100	12.3	6.8	6.6	2.1	7.5	0.0	0.0	
登録型派遣労働者	501	58	23	27	5	30	0	0	6.7
	100	11.6	4.6	5.4	1.0	6.0	0.0	0.0	
<登録型派遣労働者>	<604>	<328>	<110>	<42>	<26>	<27>	<9>	<62>	<8.3>
	<100>	<54.3>	<18.2>	<7.0>	<4.3>	<4.5>	<1.5>	<10.3>	
常用労働者	997	115	62	56	18	93	0	0	10.6
	100	11.5	6.2	5.6	1.8	9.3	0.0	0.0	
<常用労働者>	<1072>	<539>	<135>	<109>	<67>	<70>	<28>	<124>	<12.5>
	<100>	<50.3>	<12.6>	<10.2>	<6.3>	<6.5>	<2.6>	<11.6>	

表31. 労働・社会保険の加入状況

(単位:人、%)

		総数	加入して いる	加入資格 がないの で加入し ていない	加入資格 があるが加 入してい ない	加入資格 がわから ないが加 入してい ない	加入の有 無がわか らない	不明
		<総数>	<加入して いる>	<加入していない>			<分らない>	<不明>
雇用保険	総数	2908	2579	120	32	25	63	89
		100	88.7	4.1	1.1	0.9	2.2	3.1
	<総数>	<3460>	<3028>	<279>			<88>	<65>
		<100>	<87.5>	<8.1>			<2.5>	<1.9>
	女性	1672	1486	90	17	17	26	36
		100	88.9	5.4	1.0	1.0	1.6	2.2
	男性	1229	1090	30	15	8	36	50
		100	88.7	2.4	1.2	0.7	2.9	4.1
	登録型派遣労働者	1154	977	80	23	17	26	31
		100	84.7	6.9	2.0	1.5	2.3	2.7
	<登録型派遣労働者>	<1493>	<1273>	<176>			<24>	<20>
		<100>	<85.3>	<11.8>			<1.6>	<1.3>
自己名義 の健康保 険	常用労働者	1698	1558	36	9	7	35	53
		100	91.8	2.1	0.5	0.4	2.1	3.1
	<常用労働者>	<1801>	<1638>	<61>			<58>	<44>
		<100>	<90.9>	<3.4>			<3.2>	<2.4>
	総数	2908	2476	173	56	40	40	123
		100	85.1	6.0	1.9	1.4	1.4	4.2
	<総数>	<3460>	<2895>	<396>			<64>	<105>
		<100>	<83.7>	<11.4>			<1.8>	<3.0>
	女性	1672	1391	141	34	31	18	57
		100	83.2	8.4	2.0	1.9	1.1	3.4
	男性	1229	1081	32	22	9	22	63
		100	88.0	2.6	1.8	0.7	1.8	5.1
自己名義 の厚生年 金	登録型派遣労働者	1154	934	110	28	28	18	36
		100	80.9	9.5	2.4	2.4	1.6	3.1
	<登録型派遣労働者>	<1493>	<1216>	<226>			<18>	<33>
		<100>	<81.4>	<15.1>			<1.2>	<2.2>
	常用労働者	1698	1498	59	28	12	20	81
		100	88.2	3.5	1.7	0.7	1.2	4.8
	<常用労働者>	<1801>	<1576>	<117>			<41>	<67>
		<100>	<87.5>	<6.5>			<2.3>	<3.7>
	総数	2908	2395	199	46	53	74	141
		100	82.4	6.8	1.6	1.8	2.5	4.9
	<総数>	<3460>	<2805>	<443>			<95>	<117>
		<100>	<81.1>	<12.8>			<2.7>	<3.4>
	女性	1672	1358	149	26	35	40	64
		100	81.2	8.9	1.6	2.1	2.4	3.8
	男性	1229	1033	50	20	18	34	74
		100	84.1	4.1	1.6	1.5	2.8	6.0
自己名義 の厚生年 金	登録型派遣労働者	1154	902	122	20	30	33	47
		100	78.2	10.6	1.7	2.6	2.9	4.1
	<登録型派遣労働者>	<1493>	<1160>	<259>			<30>	<44>
		<100>	<77.7>	<17.3>			<2.0>	<2.9>
	常用労働者	1698	1455	73	26	22	34	88
		100	85.7	4.3	1.5	1.3	2.0	5.2
	<常用労働者>	<1801>	<1544>	<129>			<60>	<68>
		<100>	<85.7>	<7.2>			<3.3>	<3.8>

表32. 派遣先における診療所、給食施設等における便宜供与の状況

(単位:人、%)

		総数	利用できる	利用できない	施設はない	不明	
派遣先の 診療所の 利用	総数	2908	1173	391	1260	84	
		100	40.3	13.5	43.3	2.9	
	<総数>	<3460>	<1388>	<505>	<1424>	<143>	
		<100>	<40.1>	<14.6>	<41.2>	<4.1>	
	女性	1672	594	204	829	45	
		100	35.5	12.2	49.6	2.7	
	男性	1229	576	187	430	36	
		100	46.9	15.2	35.0	2.9	
	登録型派遣労働者	1154	380	146	603	25	
		100	32.9	12.7	52.3	2.2	
	<登録型派遣労働者>	<1493>	<501>	<230>	<708>	<54>	
		<100>	<33.6>	<15.4>	<47.4>	<3.6>	
	常用労働者	1698	774	239	632	53	
		100	45.6	14.1	37.2	3.1	
	<常用労働者>	<1801>	<822>	<256>	<643>	<80>	
		<100>	<45.6>	<14.2>	<35.7>	<4.4>	
派遣先の 社員食堂 の利用	総数	2908	1732	40	1072	64	
		100	59.6	1.4	36.9	2.2	
	<総数>	<3460>	<2007>	<58>	<1306>	<89>	
		<100>	<58.0>	<1.7>	<37.7>	<2.6>	
	女性	1672	865	25	748	34	
		100	51.7	1.5	44.7	2.0	
	男性	1229	865	15	323	26	
		100	70.4	1.2	26.3	2.1	
	登録型派遣労働者	1154	567	18	549	20	
		100	49.1	1.6	47.6	1.7	
	<登録型派遣労働者>	<1493>	<730>	<35>	<694>	<34>	
		<100>	<48.9>	<2.3>	<46.5>	<2.3>	
	常用労働者	1698	1135	20	507	36	
		100	66.8	1.2	29.9	2.1	
	<常用労働者>	<1801>	<1164>	<23>	<564>	<50>	
		<100>	<64.6>	<1.3>	<31.3>	<2.8>	
休養娯楽 施設等の 利用	総数	2908	944	363	576	894	131
		100	32.5	12.5	19.8	30.7	4.5
	<総数>	<3460>	<1046>	<521>	<827>	<854>	<212>
		<100>	<30.2>	<15.1>	<23.9>	<24.7>	<6.1>
	女性	1672	509	183	349	556	75
		100	30.4	10.9	20.9	33.3	4.5
	男性	1229	434	179	227	337	52
		100	35.3	14.6	18.5	27.4	4.2
	登録型派遣労働者	1154	318	133	239	420	44
		100	27.6	11.5	20.7	36.4	3.8
	<登録型派遣労働者>	<1493>	<402>	<184>	<379>	<439>	<89>
		<100>	<26.9>	<12.3>	<25.4>	<29.4>	<6.0>
	常用労働者	1698	610	223	327	459	79
		100	35.9	13.1	19.3	27.0	4.7
	<常用労働者>	<1801>	<591>	<303>	<425>	<370>	<112>
		<100>	<32.8>	<16.8>	<23.6>	<20.5>	<6.2>

VII 派遣労働者からの苦情等について

1 現行制度

<苦情の処理について>

①労働者派遣法上の規定

- ・ 派遣元事業主・派遣先は、派遣労働者からの苦情の処理を行わせるため、派遣元責任者・派遣先責任者を選任しなければならない。(第 36 条、第 41 条)
- ・ 派遣先は、その指揮命令の下に労働させる派遣労働者から当該派遣就業に関し、苦情の申出を受けたときは、当該苦情の内容を当該派遣元事業主に通知するとともに、当該派遣元事業主との密接な連携の下に、誠意を持って、遅滞なく、当該苦情の適切かつ迅速な処理を図らなければならない。(第 40 条)

②派遣元指針・派遣先指針上の規定

○派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針

- ・ 派遣元事業主は、派遣労働者の苦情の申出を受ける者、派遣元事業主において苦情の処理を行う方法、派遣元事業主と派遣先との連携のための体制等を労働者派遣契約において定めること。
- ・ 派遣元管理台帳に苦情の申出を受けた年月日、苦情の内容及び苦情の処理状況について、苦情の申出を受け、及び苦情の処理に当たった都度、記載すること。
- ・ 派遣労働者から苦情の申出を受けたことを理由として、当該派遣労働者に対して不利益な取扱いをしてはならないこと。

○派遣先が講ずべき措置に関する指針

- ・ 派遣先は、派遣労働者の苦情の申出を受ける者、派遣先において苦情の処理をする方法、派遣元事業主と派遣先との連携を図るための体制等を、労働者派遣契約において定めること。
- ・ 派遣労働者の受入れに際し、説明会等を実施して、その内容を派遣労働者に説明すること。さらに、派遣先管理台帳に苦情の申出を受けた年月日、苦情の内容及び苦情の処理状況について、苦情の申出を受け、及び苦情の処理に当たった都度、記載するとともに、その内容を派遣元事業主に通知すること。
- ・ 派遣労働者から苦情の申出を受けたことを理由として、当該派遣労働者に対して不利益な取扱いをしてはならないこと。

<労働者派遣契約の中途解除について>

①労働者派遣法上の規定

- ・ 労働者派遣の役務の提供を受ける者は、派遣労働者の国籍、信条、性別、社会的身分、派遣労働者が労働組合の正当な行為をしたこと等を理由として、労働者派遣契約を解除してはならないこと。(法27条)
- ・ 労働者派遣をする事業主は、当該労働者派遣の役務の提供を受ける者が、当該派遣就業に関し、労働者派遣法の規定等に違反した場合においては、当該労働者派遣を停止し、又は当該労働者派遣契約を解除することができること。(法28条)

②派遣元指針・派遣先指針上の規定

○派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針

- ・ 派遣元事業主は、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に派遣労働者の責に帰すべき事由以外の事由によって労働者派遣契約の解除が行われた場合には、当該労働者派遣契約に係る派遣先と連携して、当該派遣先からその関連会社での就業のあっせんを受ける等により、当該労働者派遣契約に係る派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ること。また、労働者派遣契約の解除に伴い派遣元事業主が当該労働者派遣に係る派遣労働者を解雇しようとする場合には、当該派遣元事業主は、労働基準法(昭和22年法律第49号)等に基づく責任を果たすこと。

○派遣先が講ずべき措置に関する指針

<労働者派遣契約の解除の事前の申し入れ>

- ・ 派遣先は、専ら派遣先に起因する事由により、労働者派遣契約の契約期間が満了する前の解除を行おうとする場合には、派遣元事業主の合意を得ることはもとより、あらかじめ相当の猶予期間をもって派遣元事業主に解除の申し入れを行うこと。

<派遣先における就業機会の確保>

- ・ 派遣先は、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に派遣労働者の責に帰すべき事由以外の事由によって労働者派遣契約の解除が行われた場合には、当該派遣先の関連会社での就業をあっせんする等により、当該労働者派遣契約に係る派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ること。

<損害賠償等に係る適切な措置>

- ・ 派遣先は、派遣先の責に帰すべき事由により労働者派遣契約の契約期間が満了する前に労働者派遣契約の解除を行おうとする場合には、派遣労働者の

新たな就業機会の確保を図ることとし、これができないときには、労働者派遣契約の解除を行おうとする日の少なくとも30日前に派遣元事業主に対しその旨の予告を行わなければならないこと。当該予告を行わない派遣先は、速やかに、当該派遣労働者の少なくとも30日分以上の賃金に相当する額について損害の賠償を行わなければならないこと。派遣先が予告をした日から労働者派遣契約の解除を行おうとする日までの期間が30日に満たない場合には、少なくとも労働者派遣契約の解除を行おうとする日の30日前の日から当該予告の日までの期間の日数分以上の賃金に相当する額について行わなければならないこと。その他派遣先は派遣元事業主と十分に協議した上で適切な善後処理方策を講ずること。また、派遣元事業主及び派遣先の双方の責に帰すべき事由がある場合には、派遣元事業主及び派遣先のそれぞれの責に帰すべき部分の割合についても十分に考慮すること。

- 派遣先は、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に労働者派遣契約の解除を行う場合であって、派遣元事業主から請求があったときは、労働者派遣契約の解除を行う理由を当該派遣元事業主に対し明らかにすること。

【参考】実態調査におけるポイント

<派遣元事業所調査>

- 派遣労働者からの苦情の主な内容としては、一般派遣元事業所で、人間関係（73.6%）、業務内容（52.6%）、賃金・諸手当（33.8%）となっており、特定派遣元事業所で、人間関係（54.6%）、業務内容（48.2%）、時間外労働・休日労働（31.5%）となっている。
- 派遣先から派遣契約を中途解除されたことの有無については、一般派遣元事業所で、まったくない（39.5%）、ほとんどない（35.2%）、たまにある（21.8%）、よくある（1.5%）となっており、特定派遣元事業所においては、まったくない（68.0%）、ほとんどない（16.4%）、たまにある（11.1%）、よくある（0.0%）となっている。

<派遣先事業所調査>

- 派遣労働者からの苦情の主な内容としては、人間関係（31.2%）、業務内容（20.8%）、指揮命令等（9.9%）となっている。

<派遣労働者調査>

- 派遣労働者が申し出た苦情の内容としては、派遣先の上司・同僚との人

間関係（13.8%）、給与等賃金関係（13.0%）、派遣契約と実際の業務の内容が違う（11.7%）となっている。

- ・ 労働者派遣契約の中途解除の理由としては、派遣先の事業計画の急な変更・中止等があったため（54.1%）、知識・技術が派遣先の要望と食い違っていたため（13.2%）となっている。

⑦派遣労働者からの苦情等について

※＜＞内は平成14年実態調査の数値

【派遣元事業所調査】

表1. 過去1年間における派遣労働者からの苦情件数

(単位:所、%)

	総数	0件	1件	2件	3件	4～9件	10～29件	30件以上	不明	平均(件)
一般	806	1	60	64	67	97	94	15	408	7.6
	100	0.1	7.4	7.9	8.3	12.0	11.7	1.9	50.6	
特定	640	1	37	31	13	13	12	2	531	4.5
	100	0.2	5.8	4.8	2.0	2.0	1.9	0.3	83.0	
＜一般＞	＜691＞	＜289＞	＜51＞	＜68＞	＜52＞	＜91＞	＜91＞	＜19＞	＜30＞	＜5.4＞
	＜100＞	＜41.8＞	＜7.4＞	＜9.8＞	＜7.5＞	＜13.2＞	＜13.2＞	＜2.7＞	＜4.3＞	
＜特定＞	＜606＞	＜485＞	＜25＞	＜29＞	＜17＞	＜13＞	＜10＞	＜0＞	＜27＞	＜0.5＞
	＜100＞	＜80.0＞	＜4.1＞	＜4.8＞	＜2.8＞	＜2.1＞	＜1.7＞	＜0.0＞	＜4.5＞	

表2. 派遣労働者からの苦情の主な内容(苦情のあった事業所のみ)(複数回答(3つ以内))

(単位:所、%)

	該当事業所	業務内容	就業時間	時間外労働、休日労働	指揮命令者	安全・衛生	左記以外の派遣契約の内容	朝礼等への出席	人間関係	セクハラ
一般	397	209	41	66	32	14	12	14	292	58
	100	52.6	10.3	16.6	8.1	3.5	3.0	3.5	73.6	14.6
特定	108	52	12	34	27	0	1	0	59	4
	100	48.2	11.1	31.5	25.0	0.0	0.9	0.0	54.6	3.7
＜一般＞	＜372＞	＜177＞	＜20＞	＜66＞	＜44＞	＜9＞	＜9＞	＜13＞	＜260＞	＜58＞
	＜100＞	＜47.6＞	＜5.4＞	＜17.7＞	＜11.8＞	＜2.4＞	＜2.4＞	＜3.5＞	＜69.9＞	＜15.6＞
＜特定＞	＜94＞	＜26＞	＜11＞	＜25＞	＜9＞	＜0＞	＜4＞	＜0＞	＜43＞	＜14＞
	＜100＞	＜27.7＞	＜11.7＞	＜26.6＞	＜9.6＞	＜0.0＞	＜4.3＞	＜0.0＞	＜45.7＞	＜14.9＞
	個人情報 の漏洩	派遣先からの派遣契約の解除	賃金、諸手当	その他	不明					
一般	2	74	134	16	370					
	0.5	18.6	33.8	4.0	93.2					
特定	1	7	31	11	516					
	0.9	6.5	28.7	10.2	477.8					
＜一般＞	＜3＞	＜84＞	＜79＞	＜23＞	＜0＞					
	＜0.8＞	＜22.6＞	＜21.2＞	＜6.2＞	＜0.0＞					
＜特定＞	＜0＞	＜16＞	＜21＞	＜6＞	＜1＞					
	＜0＞	＜17.0＞	＜22.3＞	＜6.4＞	＜1.1＞					

表3. 派遣先から労働者派遣契約を中途解除されたことの有無

(単位:所、%)

	該当事業所	よくある	たまにある	ほとんどない	まったくない	不明
一般	806	12	176	284	318	16
	100	1.5	21.8	35.2	39.5	2.0
特定	640	0	71	105	435	29
	100	0.0	11.1	16.4	68.0	4.5
<一般>	<691>	<1>	<212>	<251>	<221>	<6>
	<100>	<0.1>	<30.7>	<36.3>	<32.0>	<0.9>
<特定>	<606>	<1>	<86>	<162>	<347>	<10>
	<100>	<0.2>	<14.2>	<26.7>	<57.3>	<1.7>

表4. 派遣先から労働者派遣契約が中途解除された理由(中途解除されたことがまったくない事業所以外)(複数回答(3つ以内))

(単位:所、%)

	該当事業所	派遣労働者の知識・技術が派遣先の要望と異なっていたため	派遣労働者の勤務状況に問題があったため	派遣労働者と派遣先の他の労働者との人間関係に問題があったため	派遣先の事業計画の急な変更・中止等があったため	派遣先の欠員補充が不可能になったため	派遣先に派遣労働者から苦情の申出があったため	その他	不明
一般	472	239	223	145	195	43	19	10	339
	100	50.6	47.3	30.7	41.3	9.1	4.0	2.1	71.8
特定	176	89	56	30	71	14	3	9	470
	100	50.6	31.8	17.1	40.3	8.0	1.7	5.1	267.1
<一般>	<464>	<224>	<167>	<125>	<280>	<64>	<13>	<13>	<1>
	<100>	<48.3>	<36.0>	<26.9>	<60.3>	<13.8>	<2.8>	<2.8>	<0.2>
<特定>	<249>	<107>	<73>	<28>	<155>	<17>	<3>	<7>	<10>
	<100>	<43>	<29.3>	<11.2>	<62.2>	<6.8>	<1.2>	<2.8>	<4.0>

表5. 派遣先からの労働者派遣契約の中途解除の原因(中途解除されたことがまったくない事業所以外)

(単位:所、%)

	該当事業所	主に派遣先にある	主に貴事業所にある	主に派遣労働者にある	いずれともいえない	不明
一般	472	117	2	141	188	24
	100	24.8	0.4	29.9	39.8	5.1
特定	176	56	2	58	57	3
	100	31.8	1.1	33.0	32.4	1.7
<一般>	<464>	<172>	<2>	<97>	<188>	<5>
	<100>	<37.1>	<0.4>	<20.9>	<40.5>	<1.1>
<特定>	<249>	<104>	<3>	<55>	<80>	<7>
	<100>	<41.8>	<1.2>	<22.1>	<32.1>	<2.8>

表6. 派遣先から労働者派遣契約を中途解除された際の対応(中途解除されたことがまったくない事業所以外)(複数回答)
(単位:所、%)

	該当事業所	派遣労働者に対して新たな就業機会を提供した	派遣労働者に対して雇用契約の終了まで休業手当を支給した	派遣労働者に非があったため解雇した	新たな就業機会の確保が困難であることからやむを得ず解雇した(解雇予告手当を支給した)	新たな就業機会の確保が困難であることからやむを得ず解雇した(解雇予告手当は支給しなかった)	派遣先へ損害賠償請求を行った	派遣先へ他の派遣労働者を派遣する等により、再度労働者派遣契約の締結を行った	その他	不明
一般	472	371	132	75	132	42	24	163	13	343
	100	78.6	28.0	15.9	28.0	8.9	5.1	34.5	2.8	72.7
特定	176	138	11	15	18	7	0	41	12	466
	100	78.4	6.3	8.5	10.2	4.0	0.0	23.3	6.8	264.8
<一般>	<464>	<382>	<139>	<63>	<120>	<48>	<30>	<169>	<20>	<5>
	<100>	<82.3>	<30.0>	<13.6>	<25.9>	<10.3>	<6.5>	<36.4>	<4.3>	<1.1>
<特定>	<249>	<197>	<12>	<21>	<32>	<11>	<4>	<58>	<14>	<9>
	<100>	<79.1>	<4.8>	<8.4>	<12.9>	<4.4>	<1.6>	<23.3>	<5.6>	<3.6>

表7. 派遣先が労働者派遣契約を中途解除した際における派遣先の対応(中途解除されたことがまったくない事業所以外)(複数回答)
(単位:所、%)

	該当事業所	打ち切り前の予告があった(予告期間1カ月以上)	打ち切り前の予告があった(予告期間1カ月未満)	派遣労働者の新たな就業機会の確保への協力があった	損害賠償の支払いがあった	その他	特段の措置は講じられなかった	不明
一般	472	336	180	92	44	6	84	348
	100	71.2	38.1	19.5	9.3	1.3	17.8	73.7
特定	176	134	29	32	1	1	23	468
	100	76.1	16.5	18.2	0.6	0.6	13.1	265.9
<一般>	<464>	<362>	<178>	<86>	<49>	<2>	<18>	<6>
	<100>	<78>	<38.4>	<18.5>	<10.6>	<0.4>	<3.9>	<1.3>
<特定>	<249>	<200>	<50>	<35>	<7>	<1>	<8>	<10>
	<100>	<80.3>	<20.1>	<14.1>	<2.8>	<0.4>	<3.2>	<4.0>

表8. 派遣先から労働者派遣契約の中途解除があった際に派遣先に対し損害賠償を請求できる契約
(単位:所、%)

	総数	原則として締結する	締結する場合もある	締結していない	不明
一般	806	407	116	252	31
	100	50.5	14.4	31.3	3.9
特定	640	182	91	323	44
	100	28.4	14.2	50.5	6.9
<一般>	<691>	<339>	<99>	<238>	<15>
	<100>	<49.1>	<14.3>	<34.4>	<2.2>
<特定>	<606>	<154>	<110>	<310>	<32>
	<100>	<25.4>	<18.2>	<51.2>	<5.3>

表9. 派遣労働者が就業を拒否したことの有無

(単位:所、%)

	総数	有	無	不明
一般	806	285	486	35
	100	35.4	60.3	4.3
特定	640	37	567	36
	100	5.8	88.6	5.6
<一般>	<691>	<312>	<372>	<7>
	<100>	<45.2>	<53.8>	<1.0>
<特定>	<606>	<39>	<552>	<15>
	<100>	<6.4>	<91.1>	<2.5>

表10. 派遣労働者が就業を拒否したのはいつですか(就業を拒否されたことのある事業所のみ)

(単位:所、%)

	該当事業所	派遣先への事前訪問後	就業開始後	不明
一般	285	19	233	33
	100	6.7	81.8	11.6
特定	37	3	31	3
	100	8.1	83.8	8.1

表11. 派遣労働者が就業を拒否した理由(就業を拒否されたことのある事業所のみ)(複数回答(3つ以内))

(単位:所、%)

	該当事業所	派遣先が法違反を行っていたため	派遣先が労働者派遣契約を守らなかったため	派遣先が派遣労働者を労働者派遣事業を行ってはいない業務で使用したため	派遣先において人間関係に問題があったため	その他	不明
一般	285	1	17	6	207	126	0
	100	0.4	6.0	2.1	72.6	44.2	0.0
特定	37	1	3	1	27	12	0
	100	2.7	8.1	2.7	73.0	32.4	0.0
<一般>	<312>	<1>	<24>	<8>	<220>	<138>	<4>
	<100>	<0.3>	<7.7>	<2.6>	<70.5>	<44.2>	<1.3>
<特定>	<39>	<0>	<3>	<1>	<23>	<19>	<0>
	<100>	<0>	<7.7>	<2.6>	<59.0>	<48.7>	<0>

表12. 派遣労働者からの就業拒否の発生原因(就業を拒否されたことのある事業所のみ)

(単位:所、%)

	該当事業所	主に派遣先にある	主に貴事業所にある	主に派遣労働者にある	いずれでもない	不明
一般	285	26	1	110	148	0
	100	9.1	0.4	38.6	51.9	0.0
特定	37	4	0	16	17	0
	100	10.8	0.0	43.2	46.0	0.0
<一般>	<312>	<32>	<2>	<111>	<165>	<2>
	<100>	<10.3>	<0.6>	<35.6>	<52.9>	<0.6>
<特定>	<39>	<5>	<1>	<14>	<19>	<0>
	<100>	<12.8>	<2.6>	<35.9>	<48.7>	<0.0>

表13. 派遣労働者が就業を拒否した際の処理方法(就業を拒否されたことのある事業所のみ)(複数回答)

(単位:所、%)

	該当事業所	派遣労働者に対して新たな就業機会を提供した	派遣労働者に対して雇用契約の終了まで休業手当を支給した	派遣労働者に非があつたため解雇した	新たな就業機会の確保が困難であることからやむを得ず解雇した(解雇予告手当を支給した)	新たな就業機会の確保が困難であることからやむを得ず解雇した(解雇予告手当は支給しなかった)	派遣先へ損害賠償請求を行った	派遣先へ他の派遣労働者を派遣した	その他	不明
一般	285	175	29	63	41	39	6	187	29	2
	100	61.4	10.2	22.1	14.4	13.7	2.1	65.6	10.2	0.7
特定	37	29	2	6	1	2	0	18	4	0
	100	78.4	5.4	16.2	2.7	5.4	0.0	48.7	10.8	0.0
<一般>	<312>	<180>	<28>	<66>	<35>	<54>	<1>	<216>	<16>	<5>
	<100>	<57.7>	<9.0>	<21.2>	<11.2>	<17.3>	<0.3>	<69.2>	<5.1>	<1.6>
<特定>	<39>	<27>	<1>	<9>	<6>	<2>	<0>	<17>	<4>	<1>
	<100>	<69.2>	<2.6>	<23.1>	<15.4>	<5.1>	<0.0>	<43.6>	<10.3>	<2.6>